

仕 様 書

建設局南部土木みどり事務所

(担当 阪本、森山 電話 075-691-3158)

件 名	樹木基本剪定業務委託（京都市南区吉祥院石原西ノ開町 地内）
履 行 期 間	契約の日の翌日 から 令和8年12月28日まで
履 行 場 所	京都市南区吉祥院石原西ノ開町 地内
契 約 条 件	1 目的 下記範囲における樹木（エノキ）について、基本剪定を行い、道路利用者の安全性・快適性を確保するものである。 2 業務範囲 箇所図及び写真のとおり 3 業務内容 基本剪定（幹周：約3.0m）×1本 ※作業着手前に監督職員と現地立会を行うこと。 ※作業着手前に監督職員と作業工程、作業の周知等について協議した後、作業着手すること。 4 特記事項 （1）業務に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 （2）業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。 （3）作業にあたっては、通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。 （4）受注者において道路使用許可に必要な規制図等の作成及び所轄警察署への提出を行い、許可を受けたうえで作業を行うこと。 （5）作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。 （6）作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。 （7）作業にあたっては、周辺施設や所有物等への枝葉や木くず等の落下・飛散等に十分注意すること。また、第三者からの苦情や与えた損害については、受注者の責任において対応すること。 （8）その他仕様については、京都市土木工事共通仕様書に準拠する。 5 支払条件 完了書類（※）の提出により業務の完了が確認できた後に、本業務に係る経費を支払う。 ※完了書類：作業写真（着手前、作業時、完了時） 以上

注 本仕様について不明な点がある場合は、担当者の指示に従ってください。

箇所図



